

○非標準機能提供者コードに関する規程

昭和六十三年十二月二十日郵政省告示第八百六十四号
最終改正 令和二年十一月十九日総務省告示第三百三十九号
(令和二年十二月一日施行)

(目的)

第1条 この規程は、非標準機能を備えた通信システム（端末機器を含む。以下同じ。）の提供を行う者に識別のための提供者コードを指定することにより、通信システム間の円滑な通信を確保し、もって電気通信の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「非標準機能」とは、国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告等に規定されている電気通信に関する通常の機能以外の機能をいう。
- (2) 「提供者」とは、非標準機能を備えた通信システムを提供する者をいう。
- (3) 「提供者コード」とは、提供者を識別するため、国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告等の中で、その形式が定められた符号列をいう。

(指定の申請)

第3条 提供者コードの指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した様式第1の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 非標準機能の概要
- (3) 非標準機能を備えた通信システムの提供予定時期
- (4) 提供者コードの指定を受けている場合は、異なる提供者コードの指定を必要とする理由

2 前項の申請書には、前項各号の事項を明確にするために必要な資料を添付しなければならない。

(審査)

第4条 総務大臣は、前条第1項の規定による申請があつた場合には、当該申請が次の各号に掲げる基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 通信システムで使用する通信方式が、国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告等に準拠したものであること。

(2) 提供者コードを用いることにより、非標準機能による通信システム間の円滑な通信が確保されること。

(3) 非標準機能を備えた通信システムの提供予定が明確であること。

(指定の実施)

第5条 総務大臣は、前条の規定による審査の結果、第3条第1項の規定による提供者コードの指定の申請が第4条各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、提供者コードを指定し、申請者にその旨を通知する。

2 指定した提供者コードには、使用の条件を付することができるものとする。

3 総務大臣は、第3条第1項の申請に係る非標準機能が第4条各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(氏名等の変更の届出等)

第6条 提供者コードの指定を受けた者は、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名に変更があつたときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した様式第2の変更届出書を、総務大臣に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 変更前の氏名等

(3) 変更後の氏名等

(4) 変更年月日

(廃止の届出)

第7条 提供者コードの指定を受けた者は、非標準機能を備えた通信システムの提供を廃止したときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した様式第3の廃止届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 指定された提供者コード

(3) 廃止年月日

(指定の取消し等)

第8条 総務大臣は、次の各号の一に該当する場合には、提供者コードの指定を取り消すことができるものとする。

(1) 提供者コードの指定を受けた者が、正当な理由がないにもかかわらず、第3条第1項第3号の提供予定時期を過ぎても、当該提供者コードの指定に係る非標準機能を備えた通信システムを提供していないと認められるとき。

(2) 提供者コードの指定を受けた者が、偽りその他不正な手段により提供者コードの

指定を受けたことが判明したとき。

(3) その他提供者コードの指定を受けた者がこの規程に違反したとき。

- 2 総務大臣は、前項の規定により提供者コードの指定を取り消した場合には、その旨を当該提供者コードの指定を受けた者に通知するものとする。

(提供状況等の確認)

第9条 総務大臣は、提供者コードの指定を受けた者に対して、非標準機能を備えた通信システムの提供状況等に関し、資料の提出を求めることができるものとする。

(電子情報処理組織による手続)

第10条 総務大臣は、次に掲げる手続について、電子情報処理組織（総務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、当該手続を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

- 一 第3条第1項の規定による申請書の提出
- 二 第6条の規定による変更届出書の提出
- 三 第7条の規定による廃止届出書の提出

- 2 前項の規定により行われた手続については、当該手続を書面の提出により行うものとして規定したこの規程に規定する書面の提出により行われたものとみなして、この規程の規定を適用する。

- 3 第1項の規定により手続を行う者は、第3条第1項、第6条又は第7条の各号に掲げる事項についての情報その他必要な情報に、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する情報（以下「電子証明書」という。）と併せてこれを送信しなければならない。

- 4 前項の電子証明書は、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書その他の総務大臣の使用に係る電子計算機により有効性を検証することができる電子証明書でなければならない。

- 5 第1項の規定により行われた手続は、同項の総務大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に総務大臣に到達したものとみなす。

第11条 総務大臣は、第5条第1項及び第3項の規定による通知について、電子情報処理組織（総務大臣の使用に係る電子計算機と、通知を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(改正の経緯)

改	正	平成十一年一月十一日郵政省告示第十七号
改	正	平成十二年十月二十七日郵政省告示第六百七十号
改	正	平成十三年三月二十七日総務省告示第百六十三号
改	正	平成十四年三月二十七日総務省告示第百六十六号
改	正	令和元年六月二十八日総務省告示第七十八号
最終改正		令和二年十一月十九日総務省告示第三百三十九号（令和二年十二月一日施行）

様式第 1（第 3 条関係）

指 定 申 請 書	
年 月 日	
総務大臣 殿	
(ふりがな)	
住 所	
(ふりがな)	
氏 名 (注)	
提供者コードの指定を受けたいので、非標準機能提供者コードに関する規程第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。	
非標準機能の概要	
非標準機能を備えた通信システムの提供予定時期	
提供者コードの指定を受けている場合は、異なる提供者コードの指定を必要とする理由	

短 辺 (日本産業規格 A 4)

注 法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第 2（第 6 条関係）

変 更 届 出 書	
年 月 日	
総務大臣 殿	
郵便番号	
(ふりがな)	
住 所	
(ふりがな)	
氏 名 (注)	
次のとおり変更したので、非標準機能提供者コードに関する規程第 6 条の規定により届け出ます。	
変更前の氏名等	
変更後の氏名等	
変更年月日	年 月 日

短 辺 (日本産業規格 A 4)

注 法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第 3 （第 7 条関係）

長
辺

廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (注)

非標準機能の提供を廃止したので、非標準機能提供者コードに関する規程第 7 条の規定により届け出ます。

提供 され た提 供者 コー ド	第 1 オ ク テ ッ ト (低位) ビット位置 (高位)								第 2 オ ク テ ッ ト (低位) ビット位置 (高位)							
	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8
廃 止 年 月 日								年 月 日								

短 辺

(日本産業規格 A 4)

注 法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記入すること。